

⚠️ ご注意いただきたいこと

■ 定期年金型の共済掛金について

定期年金型の共済契約において、第1回生活障害年金が支払われることとなった場合には、第1回生活障害年金の支払事由に該当した日の属する共済年度*の次の共済年度*以後の共済掛金の払込みを要しません。
※共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度としません。

■ 口座振替掛金について

共済掛金の払込経路が口座振替扱いの共済契約また前納期間中の共済契約の場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「口座振替掛金」が適用されます。

■ 指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。
(例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき
※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いいたしません。
※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

■ 扱別について

告知書扱いです。

■ 割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しに出来ます*。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。
※定期年金型の共済契約において第1回生活障害年金が支払われることとなった場合は、お取扱いが異なります。

■ 解約時の返れい金について

この共済には、解約時の返れい金はありません。

■ 死亡通知について

被共済者の死亡により共済契約が消滅した場合は、死亡時通知人は組合への通知が必要となります。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



Webマイページにご登録いただいた方の中から、抽選ですてきな賞品が当たる「Webマイページご登録キャンペーン」実施中!
<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



Webマイページとは?
Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。



JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで! もしものときの連絡もアプリから! 暮らしに役立つコンテンツも満載!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合にはご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。



「げんきなカラダプロジェクト」は、皆さまのげんきなカラダづくりをサポートする健康増進活動です。専用ホームページでは、健康関連のお役立ち情報や、各種イベントのご案内を掲載しています。是非ご覧ください。

<https://genkara.ja-kyosai.or.jp>



*Webマイページご登録キャンペーン、WebマイページおよびJA共済アプリは、2021年4月16日から開始予定です。



JA共済の健康・介護ほっとライン

無料

利用時間
24時間・365日

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス

※医師・栄養士による相談は予約になる場合があります。

シアフセイバン コンサルタント

0120-481-536

●ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
●共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

こんな相談をお受けします

- 介護に関する相談、介護サービス情報の提供
- 生活習慣病や肥満の予防など、生活全般の健康相談
- 気になる症状の相談、医療機関などの情報提供
- 交通事故などのリハビリ相談・施設情報の提供 など



JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ひとの保障
ご加入いただける年齢
15歳~75歳

生活障害共済 働くわたしの ささエール

働けなくなるリスクに備えられる安心の保障

もしものことも、考えている。
だからいつでも笑顔でいられる。



保障内容 ご契約例

このプランにご加入いただける年齢
15歳～60歳

定期年金型 ご契約例
加入年齢: **30歳** 共済期間: **65歳満了**
主契約 ● 共済金額(定期年金額): 120万円
特約 ● 指定代理請求特約

共済掛金(2021年4月現在)
男性月払い **5,260円** **男性年払い** **60,431円**
女性月払い **4,924円** **女性年払い** **56,639円**
(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

一時金型 ご契約例
加入年齢: **30歳** 共済期間: **65歳満了**
主契約 ● 共済金額: 300万円
特約 ● 指定代理請求特約

共済掛金(2021年4月現在)
男性月払い **876円** **男性年払い** **10,064円**
女性月払い **753円** **女性年払い** **8,645円**
(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

ポイント

1 身体の障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。

2 公的な制度に連動したわかりやすい保障です。

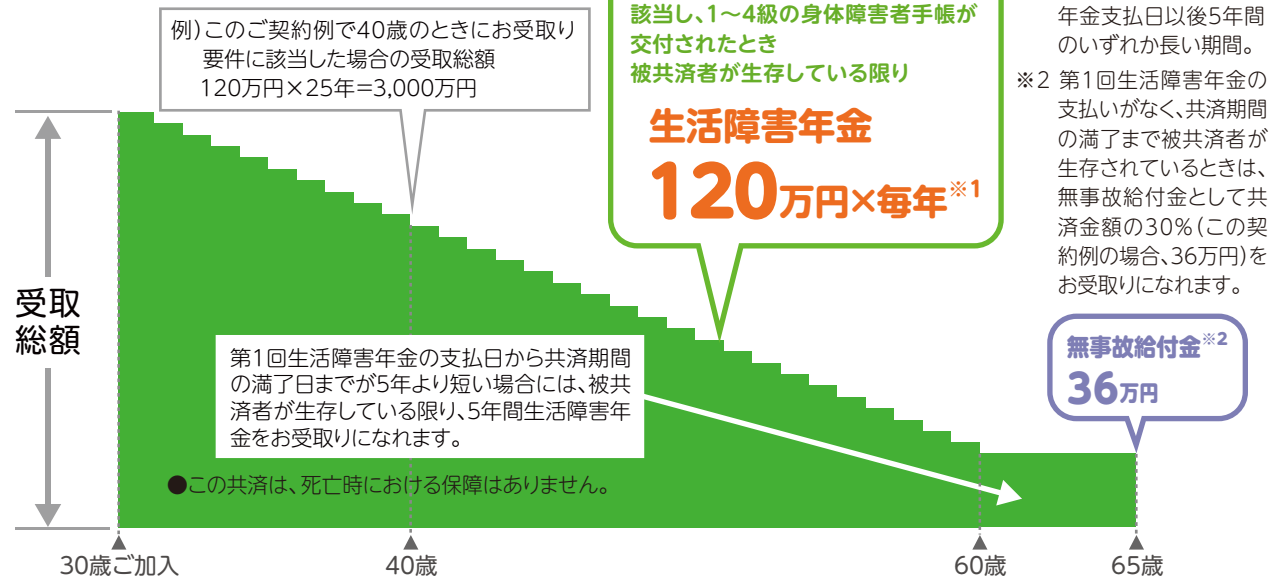
身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。身体障害者福祉法の身体障害状態に該当し、1～4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合を保障します。

3 ニーズに合わせてプランを選べます。

収入の減少への備えに適した「**継続的にささえるプラン(定期年金型)**」、住宅の改修、歩行器具等の器材購入などに伴う支出の増加への備えに適した「**まとまったお金でささえるプラン(一時金型)**」を選択できます。両プランへの加入も可能です。

仕組図

継続的にささえるプラン(定期年金型)



※1 共済期間の満了日までまたは第1回生活障害年金支払日以後5年間のいずれか長い期間。
※2 第1回生活障害年金の支払いがなく、共済期間の満了まで被共済者が生存されているときは、無事故給付金として共済金額の30%(この契約例の場合、36万円)をお受取りになれます。

生活障害年金のお受取り要件(定期年金型)

【第1回生活障害年金】

被共済者が身体障害者福祉法に定める1～4級の身体障害状態に該当し、その障害に対して、同法にもとづき1～4級の身体障害者手帳が交付されたこと

*責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。

【第2回以後の生活障害年金】

第1回生活障害年金が支払われ、被共済者が、次のいずれかの長い期間において到来する第2回以後の生活障害年金支払日ごとに生存していること

- ①第1回生活障害年金支払日以後5年間
- ②第1回生活障害年金支払日以後共済期間の満了日までの期間

POINT

第1回生活障害年金が支払われた場合、以後の共済掛金の払込みは不要です!

POINT

身体障害状態を毎年申告いただく必要はありません!

無事故給付金のお受取り要件

第1回生活障害年金の支払いがなく共済期間満了まで被共済者が生存していること

生活障害共済金のお受取り要件(一時金型)

【生活障害共済金】

被共済者が身体障害者福祉法に定める1～4級の身体障害状態に該当し、その障害に対して、同法にもとづき1～4級の身体障害者手帳が交付されたこと
*責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。

身体の障害の程度と認定の可能性がある障害等級のイメージ

糖尿病(網膜症)による著しい視力低下・失明

心臓の機能の障害による日常生活の著しい制限

喉頭がんにより喉頭を摘出し、音声機能または言語機能を喪失



1～4級



1～4級



3級

- 参考情報としてご覧ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページ等にて、「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」をご参照ください。
- 認定される障害等級は障害の程度によって異なります。
- 2021年1月末現在の法令等にもとづきます。

まとまったお金でささえるプラン(一時金型)



上記2つのプランのお受取り要件には以下の場合も含まれます。

身体障害者手帳制度では、身体障害者障害程度等級表上の2つ以上の障害(複数障害)に該当する場合、それぞれの該当する級別以上の級別に認定されることがあります。被共済者が責任開始時以後に生じた病気またはケガにより共済期間内に複数障害に該当したことにより、身体障害者福祉法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1～4級の障害に該当し、1～4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合もお受取り要件に該当します。

上記2つのプランには、右記の特約も含まれています。

指定代理請求特約

受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。

掛金表

お払込みいただく共済掛金(一部抜粋)

(2021年4月現在)

| 定期年金型 | | | | |
|--------|----------|---------|--------|---------|
| 男性 | | 加入年齢(歳) | 女性 | |
| 月払い | 年払い | | 月払い | 年払い |
| 5,223円 | 59,992円 | 20 | 4,923円 | 56,608円 |
| 5,260円 | 60,431円 | 30 | 4,924円 | 56,639円 |
| 5,368円 | 61,770円 | 40 | 4,936円 | 56,718円 |
| 5,645円 | 64,969円 | 50 | 5,069円 | 58,273円 |
| 8,862円 | 101,960円 | 60 | 8,154円 | 93,740円 |

- 上記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

(2021年4月現在)

| 一時金型 | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 男性 | | 加入年齢(歳) | 女性 | |
| 月払い | 年払い | | 月払い | 年払い |
| 741円 | 8,522円 | 20 | 657円 | 7,532円 |
| 876円 | 10,064円 | 30 | 753円 | 8,645円 |
| 1,089円 | 12,509円 | 40 | 906円 | 10,400円 |
| 1,389円 | 15,983円 | 50 | 1,101円 | 12,665円 |
| 1,872円 | 21,536円 | 60 | 1,401円 | 16,088円 |

- 上記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

割りもどし金

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになります*。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

*定期年金型の共済契約において第1回生活障害年金が支払われることとなった場合は、お取扱いが異なります。

返れい金

この共済には、解約時の返れい金はありません。

注意事項



- 支払事由にかかる法令等の改正があり、その改正がこの共済契約の支払事由に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、その承認を受けて定めた日から将来に向かって支払事由の変更を行うことがあります。
- 共済金等のお支払いは、その原因となる傷病等が責任開始時(復活の場合、最後の復活により責任が再開したとき)以後に生じた場合に限りです。